

オンライン口頭審理の運用（概要）

令和5年1月

特許庁 審判部 審判課 審判企画室



※本運用は今後見直す可能性があります

1. オンライン口頭審理に係る規定
2. 出頭者及び出頭態様について
3. オンライン出頭する際の主な流れ
4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項
5. 参考資料

1. オンライン口頭審理に係る規定

※施行日：令和3年10月1日

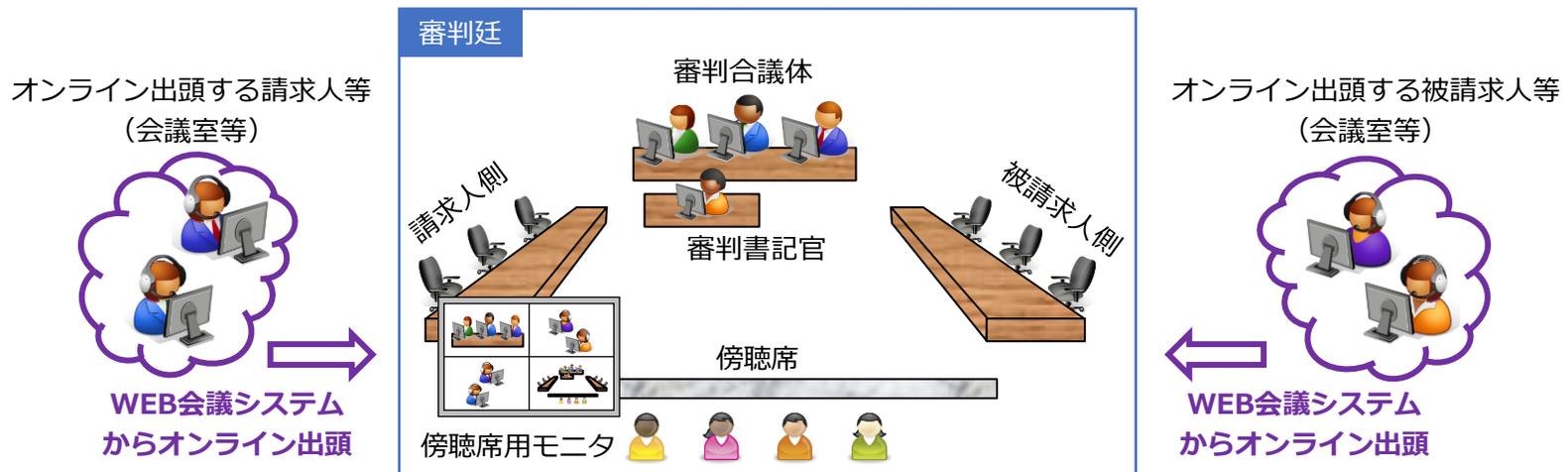
口頭審理に係る規定

- ✓ 無効審判（延長登録無効審判）及び商標登録取消審判の審理の方式は、原則口頭審理による
- ✓ 上記以外の審判、商標登録異議の申立て及び判定の審理の方式は、口頭審理によることも可能
- ✓ 審判長は、期日及び場所を定め、**当事者等に対し期日の呼出し**を行う
- ✓ 呼出しを受けた者は期日において指定された**場所（審判廷）**に出頭する
- ✓ 呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭しないときは、10万円以下の過料に処される

令和3年
法改正

新型コロナウイルス感染症の状況に影響されずに口頭審理を開催可能にするとともに、デジタル化等の社会構造の変化に対応するため、**審判長の判断で、審判廷に出頭することなく、当事者等がウェブ会議システムを通じて口頭審理に関与できるように。**

【ウェブ会議システムを利用した口頭審理のイメージ】



※ オンライン口頭審理においても、
審判合議体、審判書記官、傍聴人は、審判廷に出廷します。

1. オンライン口頭審理に係る規定
- 2. 出頭者及び出頭態様について**
3. オンライン出頭する際の主な流れ
4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項
5. 参考資料

2. 出頭者について

審判廷への出頭者

- ✓ 口頭審理は、当事者等と口頭でやりとりをすることにより、争点の的確な把握や技術水準に対する十分な認識を確保し、充実した審理を行うことを目的として行われるもの
- ✓ 出頭者は、**審判長の審理指揮に従い、責任ある対応をなし得る者に限られる**
具体的には
 - ①**審判審理手続等の知識**を有する
 - ②当該審判事件に係る発明等の**技術的知識等**を有する
 - ③**当事者等の意思を的確に表示できる能力と権限**を有する
- ✓ 出頭者は、当事者並びに参加人、代理人、委任状を持参した弁理士等、審判長が認めた当事者の従業者等が考えられる

オンライン出頭者についても同様

2. 出頭者について

オンライン出頭が認められる例

- 当事者・参加人のいずれかが希望し審判長が認めた場合（※）
- 感染症対策等のために必要と審判長が認めた場合

※通信設備や通話先の場所が適切でない場合など、オンライン出頭が認められない場合もあります。

なお、オンライン口頭審理の場合でも、審判官及び審判書記官は審判廷で手続を行います。

2. 出頭態様について

出頭態様の例

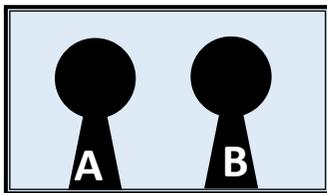
- ① 全当事者等がオンライン出頭
- ② 一当事者側のみがオンライン出頭

【オンライン出頭する場合】

- a. 複数の者がそれぞれ異なる複数の場所（代理人事務所、企業内会議室、自宅等）からオンライン出頭することも可能
- b. 一部の者がオンライン出頭し、残りの者は審判廷に出頭することも可能

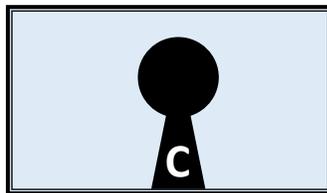
オンライン出頭者3名と審判廷への出頭者1名の場合の例

OK



同じ通信設備・場所

OK



別の通信設備・場所

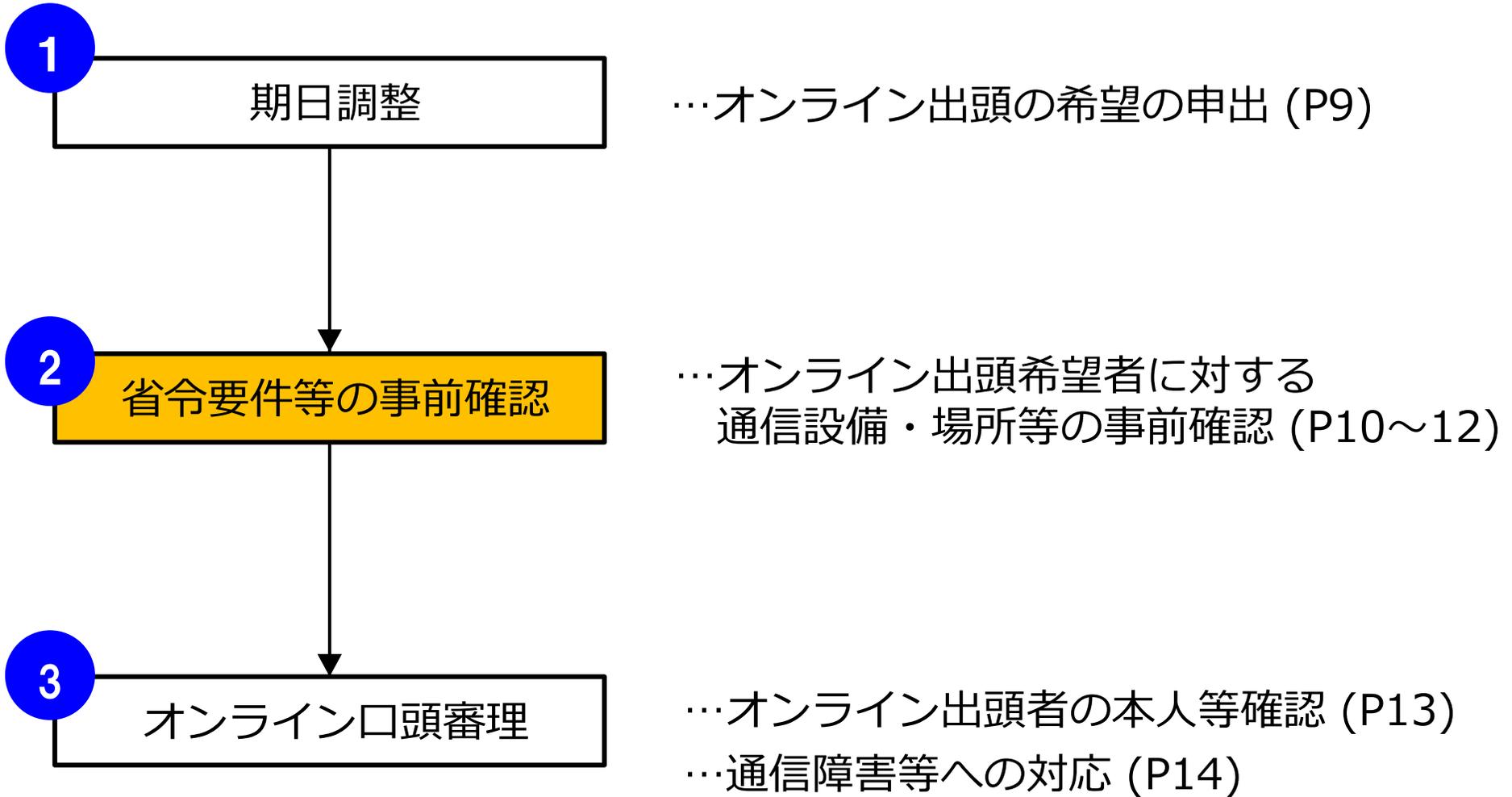
OK



一部が審判廷に出頭

1. オンライン口頭審理に係る規定
2. 出頭者及び出頭態様について
- 3. オンライン出頭する際の主な流れ**
4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項
5. 参考資料

3. オンライン出頭する際の主な流れ



1 期日調整

審判書記官



期日調整依頼



当事者等



回答

- ①期日の希望
- ②オンライン出頭の希望の有無
- ③オンライン出頭希望者の所属・氏名・電話番号・電子メールアドレス等

※オンライン出頭を希望しない場合、③は不要

- ✓ 併せて「当事者の関係者に限定したオンライン配信」（P17参照）の希望の有無も回答
- ✓ 期日調整前にオンライン出頭を申し立てることも可能

2 省令要件等の事前確認

ポイント

- 省令要件（①通信設備、②通話先の場所、③その他口頭審理の期日における
手続の円滑な進行のために必要な事項）等を確認
- 口頭審理期日の1～3週間前にオンラインで実施
- 原則、事件内容に関する検討は行わない
- 所定の要件を満たす場合は、省略の申出が可能

参加者及び同席者

- 参加者：オンライン出頭希望者、審判長、審判書記官
- 同席者（必要な場合のみ）：PCの操作補助を行う技術スタッフ

※代理権を有しない場合、事前に委任状を提出（技術スタッフは委任状不要）

1. 省令要件の確認

- オンライン出頭希望者の通信設備、通話先の場所等を確認
- 確認の結果、問題があった場合は、**審判長は通信設備等の変更を命じる**
- 要すれば別の日時に再度確認

2. 予備の通信手段の取決め

- 通信障害等に備え、**オンライン出頭者の予備の通信手段（PC等）**を取決め
- 予備の通信手段についても、映像及び音声に不具合がないか原則確認

3. 出頭者等の最終確認

- 結果を踏まえ、**審判廷への出頭者及びオンライン出頭者を最終確認**
- 最終確認後の出頭態様の変更は、原則禁止
- ただし、感染症対策や災害等による通信設備の不具合などで、出頭態様を変更せざるを得なくなった場合は変更可能

4. 結果の記録

- 全ての確認の終了後、確認結果の記録を作成
- 当該記録は、参加者の確認後、参加者に電子メール等で送信

1. 省令要件等の事前確認の省略の申出

- 以下①及び②をいずれも満たす場合は、口頭審理期日前にオンラインで実施する省令要件等の事前確認について、省略の希望の申出（※）ができます。
 - ① オンライン出頭での使用実績がある通話先を使用すること
 - ② オンライン出頭の経験者がオンライン出頭する（同じ通話先から複数名が出頭するときは、その内の1名以上が経験者である）こと

2. 省略の申出が認められた場合

- 審判廷への出頭者及びオンライン出頭者を記載した確認結果の記録を作成し、当事者等に電子メール等で送信
- 確認結果の記録の送信が、審判廷への出頭者及びオンライン出頭者の最終確認の連絡を兼ねる
- 最終確認の連絡後の出頭態様の変更は、原則禁止
- ただし、感染症対策や災害等による通信設備の不具合などで、出頭態様を変更せざるを得なくなった場合は変更可能

※ 審判長の判断により、申出を認めない許可しない場合もあります。また、申出を認めた場合の省令要件等の事前確認は、口頭審理期日の開廷前に行う本人等確認が兼ねます。

ポイント

- オンライン出頭者に対し、口頭審理の当日開廷前に、ウェブ会議への入室のための確認をオンラインで実施
- オンライン出頭者は、所属、氏名、通信設備、通話先の場所等を述べ、事前の申告内容と一致するかを確認
- オンライン出頭者は、身分証明書（可能であれば写真付き）をPC等のカメラに映すことも実施（弁理士・弁護士は、身につけた弁理士記章・弁護士記章をカメラに映すことも可能）
- 通話先の場所が、第三者の関与や騒音が無いかについても再確認

- ✓ ウェブ会議入室のための身分証明書の確認は、特許庁関係者のみが確認可能な状態で行います



ポイント

通信障害等が生じた場合でも、例えば以下の場合には、
審判長は両当事者の意見を聴いて、口頭審理を続行することがある。

- ① 一方当事者のうち、代理人が審判廷に出頭し、残りの者がオンライン出頭している場合において、通信障害等が発生したが、**審判廷に出頭している代理人により手続の続行が可能**なとき
- ② 一方当事者が複数の場所からオンライン出頭している場合において、そのうちの一部の場所との関係で通信障害等が発生したが、**他の場所からオンライン出頭している代理人により手続の続行が可能**なとき

- 口頭審理の続行が困難となった場合は、審判長は、その旨及びそれまでの審理の内容を口頭審理調書に記録することとして、口頭審理を終了
- 終了する場合、審判長は、通信障害等の解消の見込みや当事者等の意見等を考慮して、**オンラインによる口頭審理の期日を再設定**するか、**オンラインによらない口頭審理の期日を再設定**するか、**書面審理に切り替えるか**を判断

1. オンライン口頭審理に係る規定
2. 出頭者及び出頭態様について
3. オンライン出頭する際の主な流れ
- 4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項**
5. 参考資料

4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項

(1) 通信設備

- ウェブ会議システム（Microsoft Teams又はCisco Webex Meetings等）を利用
- システムの制約や審理指揮等の観点から、人数や通話場所の数を制限する可能性有
- オンライン出頭者の背景映像の変更（背景をぼやかす等）は不可

(2) オンライン出頭

- 映像のみ（マイクOFF）又は音声のみ（カメラOFF）の出頭は不可
- 審判長が認めた場合は、一時的に映像のみ（マイクOFF）とすることが可能
- 証拠の原本や現物の確認を必要とする場合は、審判廷への出頭が必要（一部の者の出頭でも可）

(3) 録音等の禁止

- 審判長の許可を得ない限り写真撮影、録音、録画、放送等は禁止（特許法施行規則54条。配信や転送も禁止）
- 妨害行為等で審理進行に支障が生じた場合、審判長はその者の通信を遮断

4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項

(4) 営業秘密等を含む場合

- 口頭審理を非公開で行う場合のオンライン出頭の可否は、**両当事者の意見等も踏まえ、審判長が判断**

(5) 証人尋問

- 原則として**証人が審判廷に出頭して行うか、巡回審判に出頭して実施**
- ただし、審判長の判断により、オンラインで実施することもある
(特許法151条において準用する同法145条6項及び7項並びに民事訴訟法204条)

(6) 当事者の関係者に限定したオンライン配信

- **配信先は当事者の関係者に限り、相手方の当事者等の同意が必要**
- 録音等の禁止、本人確認、発言不可等が遵守されない場合、配信中止
- 被配信者は出頭者ではないため、「省令要件等の事前確認」は不実施
- 配信で通信障害等が発生しても、審理進行に影響はないため口頭審理は続行

1. オンライン口頭審理に係る規定
2. 出頭者及び出頭態様について
3. オンライン出頭する際の主な流れ
4. オンライン口頭審理が行われる場合の留意事項
5. **参考資料**

(審判における審理の方式)

第四百五十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとするすることができる。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

4 民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

6 審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、第三項の期日における手続を行うことができる。

7 第三項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭審理)

第五十一条の二 審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2 審判長は、前項の装置又は場所が相当でないと認めるときは、当事者又は参加人に対し、その変更を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、審判長は、第一項の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる。

4 第一項の手続を行つたときは、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

(口頭審理における写真の撮影等の制限)

第五十四条 口頭審理における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない。

(口頭審理の規定の準用)

第五十七条の七 **第五十一条の二**、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べについて準用する。

用語の説明

- ✓ 「**オンライン口頭審理**」とは、審判官・審判書記官・当事者・参加人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって手続を行う口頭審理（特許法145条6項）をいう
- ✓ 「**オンライン出頭**」とは、当事者等が、現実に審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して、オンライン口頭審理の期日における手続に関与すること（特許法145条7項）をいう
- ✓ 「**オンライン配信**」とは、審判長の許可を得て、ウェブ会議システム等を利用して、口頭審理の様子を特定の者などに放送（特許法施行規則54条）することをいい、口頭審理の公開（特許法145条5項）を目的とするものではありません

※関係者以外の不特定多数にオンライン傍聴させることについては、ユーザーの意見も踏まえ慎重に検討します。